

A 中途採用率拡大  
 早期再就職支援等助成金 中途採用拡大コース B 45歳以上の中途採用 支給申請書の提出について  
 率の拡大

雇用助成金さっぽろセンター

(申請期限)

中途採用計画期間の終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内

※申請期限を過ぎますと、いかなる場合も申請書の受理はできませんのでご留意願います。

＜申請書類＞

1	支給申請書
2	中途採用率算定対象一覧（計画期間）
3	支給対象者雇用状況等申立書
4	支給要件確認申立書
5	支払方法・受取人住所届（振込先金融機関の通帳の写しを添付してください）

※事業主控えが必要な場合は2部作成し提出して下さい。

◎上記申請書類は厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。

様式は添付されているものと同じものを裏面も含めて印刷して利用してください。

＜添付書類＞

共通

A	雇用契約書又は雇入れ通知書（支給対象者分）（写） （雇入れ日と期間の定めのない労働者として雇用されていることがわかる書類）
B	支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等（支給対象者分）（写） （雇入れ日から支給申請日までに支払があった分）
C	雇入れ日から支給申請日の直近までの出勤簿等（支給対象者分）（写）
中途採用計画届出時に雇用管理制度が確認できる書類を提出していない場合	
D	中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）
E	新規学卒者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等） ※中途採用者に適用される雇用管理制度が新規学卒者に適用される雇用管理制度と異なる場合のみ提出

45歳以上の中途採用率の拡大を申請する場合

F	45歳以上支給対象者の雇入れ前事業所において支払われた賃金が確認できる次のア～オのいずれかの書類（いずれも本人の同意があった場合に限ります） ア 再就職援助計画対象労働者証明書(写)（雇入れ前の賃金が記載されているもの） イ 給与明細等（雇入れ前6ヶ月間のうち連続する2ヶ月間の給与明細等） ウ 退職時等の証明（雇入れ前の賃金が記載されているもの） エ 雇用保険被保険者離職票（離職日の直近の完全月の賃金が記載されているもの） オ 雇用保険受給資格者証（雇入れ前の事業所における離職時賃金日額が記載されているもの） ※上記ア～オまでのいずれの書類の提出も困難な場合は連絡をお願いします。
---	---

- 必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。
- 不正受給防止の観点から、後日の届け出書類の差替えは認められません。
- 代理人が申請を行う場合は委任状が必要となります。
- 各種申請書類は支給決定された年度の翌年度から5年間の保管が義務とされています。

～お問い合わせ・申請書類等提出窓口～

〒060-0004

札幌市中央区北4条西5丁目1-4 大樹生命札幌共同ビル3階

「北海道労働局職業安定部職業対策課分室 雇用助成金さっぽろセンター」

TEL：011-788-2294